

特殊支配同族会社の判定等及び業務主宰役員給与の損金不算入額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ( )

別表十四(一) 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 特殊支配同族会社の判定									
株式数等、議決権数又は社員数による判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額 (別表二「1」)	1	業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項	区分	氏名又は法人名	業務主宰役員との続柄	株式数	議決権数	常務従業員の別
	同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の株式数又は出資の金額 (14の①)	2					①	②	③
株式数等、議決権数又は社員数による判定	株式数等による判定 (2) (1)	3	%	業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項	業務主宰役員グループに属する者	本人			常務従業員 常務従業員以外
	期末現在の議決権の総数	4							常務従業員 常務従業員以外
	同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の議決権の数 (14の②)	5							常務従業員 常務従業員以外
	議決権の数による判定 (5) (4)	6	%						常務従業員 常務従業員以外
	期末現在の社員の総数	7							常務従業員 常務従業員以外
	同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の社員の数による判定 (8) (7)	8	%						
	株式数等、議決権数又は社員数による判定割合 (3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	9	%						
	株式数等、議決権数又は社員数による判定割合 (3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	10	%						
	期末現在の常務に従事する役員の総数	11							人
	同上のうち、業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の数 (14の③)	12							
常務従業員数による判定割合 (12) (11)	13	%							
合計 (③にあつては、常務従業員の総数)						14			人

II 基準期間がある場合等の適用除外の判定

基準期間がある場合の適用除外の判定	基準期間開始の日	15	. . .	基準期間がない場合の適用除外の判定	当期利益又は当期欠損の額 (別表四「1の①」又は別表四の二付表「1の①」)	23	円
	基準期間内事業年度等の月数	16			所得加算額	24	
	調整所得金額又は調整欠損金額 (別表十四(一)付表「4の④」-「5の④」)	17	円		所得減算額	25	
	過年度欠損金額の調整控除額 (別表十四(一)付表「6の④」)	18			期首控除未済欠損金額 (別表七(一)「1の計」又は別表七の二付表二「2」)	26	
	差引計 (17) - (18) (マイナスの場合は0)	19			当期に支給した業務主宰役員給与額	27	外
	前三年基準所得金額 (19) × $\frac{12}{(16)}$	20			同上の年換算額 $(27) \times \frac{12}{\text{当期の月数}}$	28	
	前三年業務主宰役員平均給与額 (別表十四(一)付表「3の④」) × $\frac{12}{(16)}$	21			業務主宰役員給与調整後の所得の金額 又は欠損金額 $(23) + (24) - (25) - (26) + (27)$	29	
	前三年基準所得金額に占める前三年業務主宰役員平均給与額の割合 $\frac{(21)}{(20)}$	22	%		当年度基準所得金額 $(29) \times \frac{12}{\text{当期の月数}}$	30	
					当年度基準所得金額に占める当期業務主宰役員給与額の割合 $\frac{(28)}{(30)}$	31	%

III 業務主宰役員給与の損金不算入額の計算

当期に支給した業務主宰役員給与額	32	外	円	損金不算入額の計算	(35) が 65 万円以下である場合 (35)	38	円
当期の業務主宰役員であった期間の月数	33				(35) が 65 万円を超え 180 万円以下である場合 $(35) \times 40\%$ (65 万円に満たない場合は、65 万円)	39	
合算対象給与額	34		円		(35) が 180 万円を超え 360 万円以下である場合 $72 \text{万円} + (35) - 180 \text{万円} \times 30\%$	40	
年換算業務主宰役員給与額等 $(32) + (34) \times \frac{12}{(33)}$	35				(35) が 360 万円を超え 660 万円以下である場合 $126 \text{万円} + (35) - 360 \text{万円} \times 20\%$	41	
年換算業務主宰役員給与額等に 係る損金不算入額 (38) から (43) までの金額)	36				(35) が 660 万円を超え 1,000 万円以下である場合 $186 \text{万円} + (35) - 660 \text{万円} \times 10\%$	42	
損金不算入額 $(36) \times \frac{(33)}{12}$ 又は $(36) \times \frac{(33)}{12} \times \frac{(32)}{(32) + (34)}$	37				(35) が 1,000 万円を超える場合 $220 \text{万円} + (35) - 1,000 \text{万円} \times 5\%$	43	